

これは、当研究会により作成された仮訳です。この仮訳は、公的なものでも承認されたものでもありません。この仮訳については、当研究会が一切の責任を負担します。この仮訳は、英語によるスコープ2 ガイダンスを読み或は検討するときの単に参考資料としてのみ作成されたものです。

“This is a tentative Japanese translation prepared by our workshop. This tentative translation is in no way official or authorized one. Our workshop is solely responsible for this tentative translation. This tentative translation is intended solely for a reference material for when you will read or study Scope 2 Guidance in English.”

温室効果ガス（GHG）スコープ2 研究会

2018年11月2日作成版

GHG プロトコル・スコープ2 ガイダンス（GHG Protocol Scope 2 Guidance）

チャプター（Chapter）9

削減目標の設定及び排出量の経時的追跡（Setting Reduction Targets and Tracking Emissions Over Time）

このチャプターは、二つの手法により報告される合計量(both method's totals)についてのGHG削減目標の設定(setting GHG reduction targets)、排出量の経時的追跡（tracking emissions over time）及びどのように他のエネルギー目標(other energy goals)がエネルギーに対する全体的アプローチ（holistic approach to energy）の一環として(as part of)設定されうるか、についてのガイダンスを提供する。

9.1 基準年の設定（setting a base year）

GHG削減目標期間（GHG reduction goal period）を通じての排出量（emissions）の有効（meaningful）かつ一貫した（consistent）比較には、事業者が実績を追跡する対象となる基準年(a base year against which to track performance)を設定する必要がある(requires)。

事業者が基準年に対して目標(a target relative to a base year)を設定した場合、事業者は、その特定の年(the particular year)を選定した理由を記載する（specify）のが望ましい。マーケット基準手法に従って報告する事業者は、マーケット基準データとロケーション基準データ双方が利用可能な年を選択するのが望ましい(should choose)。

スコープ2の基準年を既に設定している事業者は、明確な経時的比較（clear comparison over time）を可能とするために、その計算のため(to calculate)にどちらの手法が用いられたかを記載しなければならない(shall specify)。

初めて GHG インベントリを計算する(calculating)事業者については、基準年選定についてコーポレート・スタンダードが適用される。(コーポレート・スタンダード チャプター (Chapter) 5 を参照)

一旦基準年が選定されると報告主体(reporting entity)は、基準年再計算方針（a base year recalculation policy）を設定(set)し、かつ、再計算の根拠（basis）及び背景（context）を明確に述べ(articulate)なければならない (shall)。

基準年の排出量が再計算されるか否かは、変化の重大性（significance of the changes）に因る（depends on）。

重大性の閾(しきい)値（significance threshold）は、データ、インベントリ境界、手法（methods）又は他の関連要素（relevant factors）の重大な変化を定義する(to define any significant change to)ために用いられる質的及び/又は量的基準である(a qualitative and/or quantitative criterion)。

9.2 基準年排出量の再計算 (Recalculation base-year emissions)

コーポレート・スタンダードでは、基準年の排出量への変化(changes to base-year emissions)が、事業者が設定した重大性の閾値(significance threshold)を超えたときに再計算が必要になると記載されている。

このことは、事業者が事業の再構築（買収/売却/合併（acquisition/divestments/mergers））を行い、計算の間違いを発見し、或は計算方法(calculation methodology)の変更、若しくはデータの正確性の経年的改善を確認（identify）したときに、生じうる(may occur)。

2つの異なる手法、一ロケーション基準手法及びマーケット基準手法一、に従ってスコープ2を報告するためのこのガイダンスの新しい要求事項(this guidance's new requirement to report scope 2)は、基準年の再計算の引き金となる変化(could trigger base-year recalculation)を構成する(constitutes)。

事業者は、該当しかつ可能である場合は、基準年のインベントリ(the base-year inventory)は、ロケーション基準手法及びマーケット基準手法双方のスコープ2合計量で構成される (includes) のを確保するのが望ましい(should ensure)。

このことは、経時的な「同種のもの」の比較（“like with like” comparison）であることを保証する（ensure）。

- ・ 選ばれたスコープ2基準年がロケーション基準手法のみによって計算されている場合、報告主体（reporting entity）は基準年について契約情報（contractual information）又は残余ミックス合計量が利用可能である場合は、マーケット基準手法合計量も再計算するのが望ましい。
そうでない場合は、事業者は、マーケット基準手法の結果を計算できないので、代替として（as a proxy）ロケーション基準手法の結果が用いられることを述べるのが望ましい。
- ・ 選択されたスコープ2基準年がマーケット基準手法に従ってのみ計算されていた場合は、事業者は、基準年において用いられた契約証書(contractual instruments)がスコープ2品質基準(the Scope 2 Quality Criteria)を満たしていることを確認する（ensure）のが望ましい。
もし、確認しない場合は、このことが開示されるのが望ましく、かつロケーション基準合計量（location-based total）がマーケット基準手法合計量(market-based method total)の代わりに（in place of）記述される（stated）のが望ましい。
更に、事業者は、その基準年にとり適切な排出係数を用いて基準年のロケーション基準手法合計量を計算するのが望ましい。

9.3 GHG 目標の設定（Setting GHG targets）

効果的な GHG マネジメントの重要な構成要素（key component of effective GHG management）は、GHG 目標の設定である。

事業者は、スコープ2削減目標を設定することは求められていないが、事業者は、事業目的（business goals）、各手法による結果の意思決定上の価値（decision-making value for each method’s result）及びどのように供給の選択により変化を推進するか、との関連で（in the context of）、目標を設定することを検討（on consider）するのが望ましい。指摘したように（as noted）、報告されるスコープ2排出量の削減は、特定の企業活動（specific corporate action）とは関係のない(unrelated to)排出係数の変化(a change in emission factor)、一例えば、グリッド平均排出係数の減少（reduced grid average emission factor）又は残余ミックス排出係数の減少（reduced residual mix emission factor）により生じうる(can occur due to)。

目標を設定した場合、基準年の計算に用いられた手法を含む、目標の計算及び進捗の追跡 (the goal calculation and progress tracking) にどちらの手法を用いたか(which method is used)を明記 (specify) しなければならない (shall specify)。

証明書又は契約証書が法的に強制力を持つ訴求権 (legally enforceable claims) を伝達 (convey) する場合 (where) は、目標を設定した事業者は、目標(goals)については、マーケット基準手法を用いるのが望ましい(should use)。

二つの目標、各手法についての一つの目標、は、(契約証書が新規の低炭素エネルギー・プロジェクトから取り付けられる (retained) 場合)、経時的に双方の手法の合計排出量 (both total's emissions)を削減する新規の低炭素エネルギーを優先させるのを助ける(help prioritize)ことができる(can)。

様々なタイプの目標が可能であり、かつ、以下の考慮が必要である(require consideration of) :

- ・ **目標の種類 (target type)**。 絶対的 (absolute) 目標又は努力 (intensity) 目標のどちらか。
- ・ **目標達成日 (target completion date)**。 目標の期間 (例えば、短期又は長期の目標並びに基準年及び目標年)
- ・ **目標のレベル**。 達成されるべき、排出量の変化 (a change in emission) 又は排出量の絶対値レベル(absolute level of emissions)、により形成される (framed) 削減目標 (reduction target) の数値 (numerical value)。

短期間の中に(in a short period of time)グリッド供給体制全体の変化(change in the overall grid supply)を推進 (drive) することを求める (seek) 事業者は、チャプター(Chapter)11に記載される調達上の選択肢の部分 (the range of procurement options) を参照する (consult) のが望ましい。

9.4 エネルギー目標 (Energy targets)

一部の事業者(some companies)は、GHG 削減目標に加え、エネルギー利用、調達又は製造目標(energy use, procurement, or production targets)を有している。

エネルギー目標は、効率性（efficiency）に焦点を当て（maintaining a focus）かつ供給の変化による排出量の変化(changes in emission)と比較することで(as compared with)消費の役割を分けて扱う(isolating the role of consumption)のに有効である（useful）。

- **エネルギー原単位目標(Energy intensity goals)**。 事務所/建物のスペースのスクエアフィート当たり又は製品（products）又は産出（output）当たりのエネルギー量（amount of energy）の削減は、効率化実務（efficiency practice）に焦点を当て続けること（maintain a focus）、及び事業の全体的エネルギー効率性（the overall energy performance）を設定(set)することを助ける。
- **再生可能エネルギー調達目標(Renewable energy procurement goals)**。 一部の事業者（some companies）は、100%再生可能エネルギーにより動力が与えられ又は供給される目標(goal to powered or supplied by 100 percent renewable energy)を設定している。
手法により区分される（with separation by method）、スコープ2 排出量算定のフレームワーク(the framework for scope 2 emission accounting)は、同じようにこれに適用されうる(can be applicable here as well)。
この場合、事業者は、再生可能エネルギー目標がどちらの手法に基づいているか：つまり、グリッド上の製造のロケーション基準評価(location-based assessment)か又は発電源の特性及び使用（resource identity and use）に関して、消費者に訴求権が伝達される証書を用いた事業者の契約による調達(contractual procurement)か、を明らかにする（clarify）必要がある（would require）。

9.4.1 供給業者割当が適用される場合の100%再生可能エネルギー達成(Achieving 100 percent renewable energy when supplier quotas apply)

（米国のRPSのような）供給業者割当要求事項（supplier quota requirement）のあるユーティリティーに関しては、消費者の電力負荷の100%をカバーするグリーン電力製品の構築（structuring）は、割当のレベルまでの自主的又は規則に従った証書（voluntary or compliance instruments）を結合（combine）することが出来る（may）、ただし（provided）、これらの規則に従った証書(compliance instruments)は、エネルギー使用訴求権(energy use claims)を伝達する（convey）ものでなければならない。

たとえば、ユーティリティーが、ユーティリティー全体の小売負荷（total retail load）の20%について再生可能エネルギーを調達し供給することが必要な場合、自主的契約証書（voluntary contractual instruments)は、引き渡されたエネルギーの残り80%のために（to account for）必要となる。

- **再生可能エネルギー製造目標(Renewable energy procurement goals)**。 事業にオンサイト電力 (on-site power) を供給するエネルギー製造施設を所有/運営(own/operate)する事業者は、この施設から製造されるエネルギー量についての目標(goals around the amount of energy produced from these facilities) (例えば、X施設での100%の再生可能エネルギーの製造)を設定したいと思う (may wish to set) 場合がある。これらの施設からの排出量は、スコープ1において報告されるが、製造及びその属性は、エネルギーがグリッドに譲渡されたか、又は発電についての消費訴求権 (consumption claims) を除外した(would preclude)エネルギーからの証明書の譲渡 (certificate sales) 如何により (depending on)、スコープ2において追跡される場合もあり、追跡されない場合もある (may or may not be tracked)。オンサイトエネルギー製造 (on-site energy production) について公開される目標 (publicly communicated goals) では、この計量とスコープ2に反映させるエネルギー消費量の違い (distinction between this metric and energy consumption reflected in scope 2) を明らかにする (indicate) のが望ましい。